

2月17日在外被爆者三団体と厚労省交渉行われる



厚労省交渉に臨む在外被爆者三団体と支援団体のメンバー
(撮影 河井章子さん)

在韓ヒバクシャ

第53号
2009.5.27

在韓被爆者問題市民会議
〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-66-9
ピーコックビル1階アーク印刷内 及川 佐
電話 090(4818)7709
郵便振替 00130-2-355828

(もくじ)

- ◇ 在外被爆者代表の厚労省交渉 …… 2
- ◇ 「四〇二号通達国家賠償訴訟」二千人提訴、和解協議始まる 市場淳子 …… 4
- ◇ 「ヒバクシャ世界一周証言航海」を終えて 森田 隆・渡辺淳子 …… 5
- ◇ 3・1ビキニ記念の集いに参加して 及川 佐 …… 7
- ◇ 詩・形 見 柳生じゅん子 …… 9
- ◇ 朝鮮人・韓国人原爆被爆者―米・日・韓・朝関係の狭間で(その一) 笹本征男 …… 10
- ◇ 市民会議総会のお知らせ …… 12
- ◇ 上映会(狂夏の烙印 在韓被爆者になった日から)のお知らせ …… 12

市民会議ホームページご覧下さい。

<http://www.asahi-net.or.jp/~hn3t-oikw>
E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

在外被爆者代表の厚労省交渉（二月十七日）

○九年二月十七日、議員懇主催で、遠方からはるばる駆けつけた、在外代表（韓国、在米、在ブラジル）代表の方々と厚労省交渉がおこなわれた。（衆院議員会館会議室）
司会・谷合正明議員（公明）

冒頭、斉藤鉄夫環境相（元事務局長）と坂口力議員（元厚労相）が、超党派で力を尽くしたいと挨拶。

出席の高木義明議員（民主）、辻本清美議員（社民）、谷博之議員（民主）、井上哲史議員（共産）より、それぞれ一刻も早く解決したいとの決意表明後、在外各代表が要望を述べる。

金龍吉韓国原爆被害者協会会長

「固い決意と重い心で出てきましたが、皆さんの話を聞いて少し心が軽くなりました。」

協会ができて四二年、厚労省に数限りない要望をくりかえしてきたが、何の返答もなく、要望した声だけがこだまのように返ってきた。

402号通達の国家賠償について、裁判に訴えよとの返事を、日本の市民団体を通じて受け取った。なぜ、最高裁判決が出たのに高

齢な被爆者がまた裁判に訴えねばならないのか。到底納得できない。

九十歳すぎたひとが申請のために支部へ、日本からの弁護士に会うためまた支部へ、さらに怨みをつのらせている、慰謝料を受け取るための慰謝料がほしいくらいだ。

昨年十二月十五日より韓国で申請できるようになったことは議員懇の皆さま

に感謝するが、認定の申請は来日しなければならぬとは！ 高齢のガン患者がどうして来日できますか。

また、六三年経って、証人二人の条件をかなえられるのは少数、条件を変えてほしい。」

森田ブラジル被爆者平和協会会長

「協会成立後、二四年間やってきて、今日の成果があげられたことに感謝している。ただし、問題はまだある。」

一つは、医療費のこと。平均年齢七五歳、



発言する金会長（撮影河井章子さん）

現地でできるように考えてほしい。

病人が来日しなければ認定患者の審査ができないというのは無理。

一二九日、ピースボートに乗って、ベトナムで枯葉剤の被害も見、戦争の恐ろしさをあらためて感じ、インドでは原爆の恐怖を過去だと考えていることがわかり、帰国して次代になう人たちに伝えていくことを誓いました。日本国内の被爆者と同様にしてほしい。」

遠藤米原爆被害者協会会長

「厚労省、議員懇、支援者の方々に、本当によく言ったことに感謝します。」

医療上限金について、言います。アメリカではソーシャルセキュリティに入っていない人は、メディケア（六〇歳以上の国の保険）では最低の治療しか受けられないため怖くて、だれでも月五百ドルから六百ドルの保険に入っています。多くの被爆者の場合、日本語がわかる医師に診てもらおう。その医師の指定の保険会社に入り、保険会社指定の病院に入ることになりました。この人たちは面倒なので、助成金はもらっていない、貧しいゆえにかえって助成金を受けずにいる。是非、保険費も医療費に入れてほしいのです。」

岡部総務課長の答弁

「援護法改正により、在外で「被爆者」申請できることになり、一月二五日から施行しています。」

証人二人の条件ですが、二人は絶対ではなく、当時の状況のつぶさな説明や家族に交付されている場合などで考慮しています。」

認定についての要望は、改正法の付則で、検討をおこなうとしてあるので、手帳の申請を円滑におこなうなかで検討していきたい。」

医療費は、年毎に現金で支払っており、上限引き上げが現実的と考える。平成一九年は一三万円、平成二〇年は一四万五千円、入院四日以上一五万七千円、平成二一年には一五万三千円、入院四日以上一六万五千円と引き上げていく予定です。」

402号通達についての国賠は、個別に事情があるので裁判上の和解での処理が妥当です。最高裁の判決に合致するものは早急に和解していきます。」

以後、質疑に入る。

平野在韓被爆者を救済する市民の会長崎支部長「ブラジル、韓国裁判で控訴するのはおかしい。長崎市長も控訴したくないと言っていたのに。取り下げてほしい。」

岡部課長「裁判の案件は改正以前ですから。」

平野「旧法不備のため改正したのでしよう。昨日も二九九人提訴し、最高齢は九八歳です。九二歳で手帳を取り、もう動けず、聴こえない。あまりにもひどい。」

高木議員「法改正したのだから善処すべきだ。」

平野「面子以外のなものでもない。402号通達のとときの意識そのままだ。」

谷合議員「今後考えていきたい。」

辻本議員「政治的判断が必要。超党派でやっていきましょう。」

市場市民の会会長「認定について。手帳の交付をみて考えるといわれるのはなぜか。関係ないはず。ガン患者が来日するのは無理です。」

豊永市民の会広島支部長「認定してほしいが無理して来られる。韓国の医者に書類を作ってもらい、脳梗塞で来日、二ヶ月後に亡くなった人もいる。」

谷合議員、課長に「なぜですか。」

岡野課長「在外公館や地方自治体の協力の検討が必要。一人一人の状況を把握しなければ。」

高木議員「考えましょう。」

渡辺淳子ブラジル被爆者平和協会理事

「森田会長ともに四ヶ月の旅をしていろいろな人に会いました。」

六十余年経って在外というだけで差別さているという、大変驚かれました。裁判までして闘っていることが悲しいです。」

どうか人間として、自分のこととしてやって頂きたい。そう思います。」

(なお、在ブラジル被爆者協会は、若いひとびとに原爆の恐ろしさを引き継ぐために、先ごろブラジル被爆者平和協会と改名。理事には、ブラジル人の高校教師も入ったとのこと。)

議員退席のあと、各代表、支援団体とのより細かい交渉。

韓国からは、漢方医に行くと、薬は全額自己負担のため、助成金が出ないので、適用してほしいと要望があり、門前払いはしないので、大韓赤十字を通じて話しあいたいとの答弁。

米、ブラジルからは、今回から個人あてに、保険証はコピーでなく原本で出さないと支給できない、と言ってきたが、原本は他に使うため出せない事情があるのだ。酷ではないか、など。(文責・石川逸子)

「四〇二号通達国家賠償訴訟」、二千人が提訴、和解協議始まる

韓国の原爆被害者を救済する市民の会会長 市場 淳子

一九七四年に厚生省が地方行政官宛に出した四〇二号通達―日本国外に住む被爆者には被爆者援護のための法律の適用がない旨を通知―の違法性が裁判で確定し、廃止されたのが二〇〇三年三月一日でした。その間三〇年にわたって、多くの在外被爆者が「被爆者」として受けるべき援護から排除され、病苦と貧困の中に置き去りにされてきました。その精神的苦しみに対し、二〇〇七年二月一日、最高裁は日本政府に、「在外被爆者一人あたり一〇〇万円の慰謝料の支払い」を命じました。日本政府には、この最高裁判決にもとづいて、すべての在外被爆者を探し出して謝罪し慰謝料を支払う責務がありますが、「裁判で慰謝料を請求すれば早期に和解に応じる」と言ってきたのです。

私たちは、日本政府のこの傲慢な態度を改めさせたかったのですが、力が足らず、二〇〇八年二月五日を皮切りに、在韓被爆

者の「四〇二号通達国家賠償集団提訴」が、広島・長崎・大阪地裁で始まりました。同日の第一次提訴では広島地裁に一二八人、長崎地裁に一三〇人、大阪地裁に一三〇人が提訴し、二〇〇九年に入ると、二月十六日に長崎地裁に二九九人、三月五日に広島地裁に一六一人、四月九日に長崎地裁に三五八人、四月一七日に大阪地裁に六一〇人、四月二三日に広島地裁に一八七人が、次々と提訴し、原告数は合計二〇〇三人のほり、現在も約三〇〇人が提訴準備中です。

さらには、アメリカとブラジルに住む被爆者も、二〇〇八年一月六日にアメリカの八三人、ブラジルの八〇人が、今年二月一二日にはアメリカの一〇九人、ブラジルの二四人が、広島地裁に同様の裁判を提訴しています。

現在、各地裁において和解協議が進行し

ています。日本政府は和解の条件として、「①被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をしていれば認められるべき状態にあったこと ②四〇二号通達の認識 ③四〇二号通達が存続していた期間に日本国外に住んでいたこと ④精神的苦痛を受けたこと」を主張してきています。これにたいし原告側弁護団は、「原告らは全員が被爆者健康手帳の交付を受けており①に該当するので、③が証明できれば④は自明である」と主張して、早期の和解成立を訴えています。しかし、日本政府の対応は遅く、舛添厚生労働大臣が国会で「司法の方で判断していただければ、直ちに和解する」と答弁したにもかかわらず、「直ちに」とは言えない状態が続いています。

すでに提訴し終えた人と提訴準備中の人は、いずれも生存被爆者ですが、みな高齢化しており、提訴直後に亡くなった人もいます。また、今後はすでに亡くなった被爆者の遺族が原告となつての提訴も行われる予定です。「提訴→直ちに和解」という流れができなければ、高齢化した在外被爆者た

ちは裁判闘争によってさらなる苦痛を強いられ
れます。

各地の弁護団ががんばって臨んでいる和解
協議の行方に、引き続き大きな関心を持ちつ
づけ、「早期和解を！」の声を広めていって
ください。

最後になりましたが、本裁判の提訴に

あたり、「在韓被爆者問題東京市民会議」
のみなさんに裁判支援カンパの呼びかけ
をさせていただきましたところ、多くの
かたがその呼びかけに添えてくださいま
した。心より感謝申し上げます。

「ヒバクシャ世界一周証言の航海」を終えて

ブラジル被爆者平和協会会長

森田 隆

同事

渡辺淳子

二〇〇八年九月七日に横浜を出港し、
二〇〇九年一月十三日に東京晴海埠頭に帰港
し、予定より一ヶ月遅れの百二十九日間の航
海で、二〇ヶ国二十三寄港地（代表団を含め
ると二十二カ国二十五都市）を巡りました。

日本を出港した時の船は問題がおおく、ギ
リシャにてモナリザ号（約二万九千トン、全
長二百一メートル）に大引越しというハプニ
ングがありました。

在外からは、カナダ（二名）、オーストラ
リア（一名）、メキシコ（一名）、韓国（四名）、
ブラジル（二名）を含む百三名、参加しまし

た。その内訳は広島被爆六十二名、長崎被
爆四十一名、六十二歳〜八十七歳（六十
代五十四名、七十代三十九名、八十代十名）
となっております。

老若男女を含む一般乗客総勢約八百人の
中、私達被爆者はおりづるプロジェクトと
言う名称のもと船内では各々が企画を出
し、寄港地では現地の人達との交流で被爆
証言を行って来ました。

最初の寄港地ベトナムでアメリカ軍の枯
葉剤の被害での実態を知りました。会場に
集まったその被害者多数を見て 戦争の恐

ろしさを改めて知りました。

次に核保有国・インドでの経験、被爆
体験の後、質疑応答に「ひろしま・ナ
ガサキに原爆が落ちて六十三年 昔話
だ・・・」これに対して放射能の影響が
現在に及ぶ実態を話し、核の脅威が知ら
れない世界の姿に、今回の被爆者証言の
旅の必要性を改めて感じました。

船から離脱して、十月二十七日〜十四
日間、サーロー節子（七十六歳、カナダ
在住）、中村きくよ（八十四歳、長崎）、
吉田 勲（六十八歳、長崎）、森田隆会長
の四名がニューヨークを訪れました。

国連総会第一委員会、藩其文事務総長
らの参加する国際シンポジウム、ドウ
アルテ・樽井軍縮大使、二高校等での証言、
メチアの取材、と途上、スペイン・バル
セロナ、及びマドリッドでメチアの取材
を受けました。

ギリシャで、森田会長が船に合流する
直前に、渡辺はヴェネズエラ・エクアド
ル代表団四人の一人として離船し、一路
ヴェネズエラに飛行機で飛びました。

十五日間の交流活動の中、ヴェネズエ

ラではウゴ・シヤールベス大統領の再選なるかの選挙の真つ最中で国民がピリピリしている中、文部大臣、病院、兵学校、学校、市庁舎、ポリバル市長連盟への働きかけ、メチアの取材など、エクアドルでは副大統領、外務省での証言、メチアの取材、赤道直下で0地点に立つという体験をしました。

ヴェネズエラでは、二〇〇八年五月二十三日に、南米諸国連合（UNASUR）十二カ国が設立条約に署名し、又、エクアドル共和国憲法が、二〇〇八年九月末に国民投票で採択されたばかりでした。その内容は共に、核兵器と大量破壊兵器のない世界を実現することをうたっています。

まさに南米は熱く燃えていると言う感そのものでした！

毎日々が海の上、とてつもないイースター島の海の色には全ての人が感激し、夕日、朝日、星の綺麗な事は我々が環境破壊、自然破壊しなければ、どこでもこ

う言う綺麗なものに出会える事を改めて認識しました。

又、各港には夫々の国の特徴が現れていました。そのなかで、ミクロネシア諸島などおおくの原住民が、植民地化された中で放射能に苦しんでいる現実には、改めて驚きました。ラバウルでは日本兵が何万人と餓死したと聞き、又、兵士が被っていたであろう鉄兜や兵器、零戦（ゼロせん）などを見た時、とても悲しく涙ができました。

ドミニカでは、苦勞された移民の方達と遭い、同じ移民として我々以上に苦勞された事を思い力づけあいました。そこには、二本のアオギリが力強く育っていて、「私達の魂の象徴」ですと言われた事には感激しました。

私達は今回のクルーズでパナマ、スエズ運河を通過しブラジルに移住した時と反対方向に通過し感無量でした。

船内では、沢山の講師の方が乗ってこれ、核、環境問題、歴史、などなど・・・たくさん勉強をしました、



航海記録ブログ（4月25、26、27日）
ブラジルの現地の高校での報告会の様子
<http://ameblo.jp/hibakushaglobal/> より

おりづるメンバー（ヒバクシャ）としては、いかに若者に伝えられるかが一番の課題でした。その為に夏祭り、運動会、文化祭、芸能祭、音楽祭、かくし芸、餅つき、着物ショウ、・・・洋上家族など、又、スペイン語、英語を習得したい人はその勉強もあり、毎朝、太極拳、ラジオ体操、プール、サウナ、映画、など、盛り沢山で何もしなければ暇をもてあまし、私達は結構毎日忙しく、船の中を行ったり来たり

していました。

幸いに我々二人は船酔いもなく、森田会長は食欲もあり、私はその反対に白ご飯に醤油をかけて食べる日々を過ごしました。元気で帰って来ました。青木先生の診断では、森田会長の糖尿の数値が下がっている事に驚かれました。船の中では森田会長と渡辺は夫婦か、秘書か、二号さんかともっぱらの話題の中心だったそうです！

この航海の成果は

- ・ 如何に被爆者本人が語ることが平和に貢献できるかと言う事を痛感しました。
- ・ 語ることの継承活動（若い被爆者、若者たちへの）。

- ・ 平和市長会議、広島・長崎議定書へ三十三市長が署名しました。

- ・ 政府・国際機関（日豪核軍縮国際委員会など）との協力などです。

核の元であるウランを採掘しそれを買う国、それによって放射能被害で何の援助も無く泣いている原住民、まだまだ私達の知らない現実があります。

何よりも、やはり世界の遺跡の偉大で素晴らしいさにはおおいに感銘を受け、古き時代の建造物に圧倒されました。

今後の活動、証言は、我々がこの目で

第五福竜丸平和協会主催

3・11ビキニ記念の集いに参加して

及川 佐

2月22日第五福竜丸平和協会主催による市民講座「3・11ビキニ記念の集い」が開かれ、医師の間間元さんの「久保山さんはなぜ死んだ」第五福竜丸乗組員の健康について」と題する講演が行われました。つどいには八十人を越える参加者があり質疑も熱心に行われました。間間氏は乗組員の一人である小塚さんの船員保険の再適用に尽力された方の一人なのでどのような話が聞けるか楽しみに参加しました。

詳細な内容は「福竜丸だよりNo350」に記載してあるの参照してください。

この講演で、間間氏は『・・・つまり福竜丸の乗組員は二重の被害を受けた「被爆」

見た現実を加え、核の無い、戦争の無い、平和な世界を訴えて行きたいと言う強い思いがこみ上げています。

航海記録ブログは、<http://ameblo.jp/hibakushaglobal/> で検索できます。

「輸血」による、二重の健康被害です。さらに付け加えたいのは、「被ばく者としてあつかわれてこなかった。放置されてきた」ことで三重の被害なのです。」と述べています。

しかし残念なことに講演では最後の被害すなわち「三重の被害」についてほとんど触れることはありませんでした。そして間間医師しめくりに『結論として、久保山さんが何故死んだのかといえば、放射線被ばくによる多臓器不全、とくに免疫不全、とくに免疫不全状態を基盤にして、当時輸血中に含まれた肝炎ウイルス（B型が主役？）の急襲と、その結果としての免疫異

常応答によって亜急性劇症肝炎を生じた結果であった、と考えます。これは単なる血清肝炎の劇症化ではなく、都築博士のいうところの、原爆被爆者にも見られなかった「歴史始まって以来の新しい病気」、すなわち「放射能症肝病変」である、といえるでしょう。私はこの新しい病気に久保山病と名付け、後世に伝えるべきだと考えています・・・」『アメリカが言うような、ウイルス性肝炎単独犯は、医学的には非常に不確かです・・・免疫不全が前提にあつて、そこに輸血によるB型もしくはC型肝炎の重複感染という複合的要因があつたと考えないと説明がつかないと思います』と展開しました。

当時ビキニ被災により第五福竜丸の乗組員の被爆やマグロの放射能汚染が日本では非常に大きな問題として取り上げられました。1949年9月23日に久保山愛吉さんが死亡しました。このことが日米政府の補償問題と関係し何が原因で久保山さんが死亡したのが外交問題にも影響を及ぼす可能性がありました。その際にアメリカ側か



講演する間問医師
福竜丸だより No350 より

ら流されたのは被爆による放射能による影響よりも血液中のウイルスによるものであるという見解でした。その見解は主たる死亡の要因となつたのは日本の輸血によってであり、アメリカの責任を結果として軽減させるものでした。これに対して間問氏の考えはアメリカ側から流された『ウイルス単独説』を否定するものでした。

C型肝炎と被爆との関係について広島・長崎の被爆者の認定訴訟でも大きな争点になっており、ビキニ被爆者にとどまらず、医学的にどう考えるのかを示していると思

われます。

その意味では有意義な話であつたと思います。ただ『三重の被害』すなわち「被ばく者としてあつかわれてこなかった。放置されてきた」について何故そうであつたのか等の言及がなかったことは、主催者の企画のためなのか、間問氏があえて言及しなかったのかはわかりませんが、現在も苦しんでいる元乗組員の置かれている状況および第五福竜丸以外で被爆した可能性のある800隻以上の漁船の乗組員方々への救済や支援の立場で考えるならば、日米両政府の責任の指摘、とりわけ日本政府の責任として捉えることが重要であると思います。が、残念ながらその点が不鮮明なままのような感じがしました。第五福竜丸の元乗組員の方々を1949年当時、治療に重要な役割を果たした故熊取医師がその後、放医研(現 独立行政法人放射線医学総合研究所)で元乗組員の方々に長い間症状の告知もせずに処遇してきたことを考えると割り切れない気持ちが残ってしまいました。

形見

柳生じゅん子

「あんな苦しかっただろう。」ようやくたどりついた夫の死場所、牛秀連は中国語でそういつて泣き崩れた。

牛秀連は日本に招かれ、説明を受けた。けれど何ひとつ納得できなかった。一九四四年九月の夜中、戸を蹴破って入ってきた日本兵が、銃をつきつけ、夫を縄で縛って連れ去った。秀連が子供を出産して二日目のことだった。

中国の農民が何のために連れ去られたのか。一日中地の底で炭塵まみれで働かされたのか。言葉が通じないからと、未だにはつきりしない罪で投獄され、そのあげくに、一九四五年八月九日の原爆で死んだのか。なぜ、なぜ。

わかったことは、一万八千日の夜と昼、ひたすら待ち続けたのに、夫呉福有はもう帰ってこないということ。話したいことがあふれているのに、ひらきたい胸、さすりたい背中がないということ。死亡通知もなく、骨一片残らない夫の無念に、自分も涙で応えるしかできないことだった。

秀連は泣いた。長崎の平和公園にある、浦上刑務所の被曝遺溝の前で。生い茂る草で坑口もふさがった。北松浦郡の、十二月の炭鉱跡地で。夫の悲しみは実感となって身にしみた。

その時、涙でぼやけた道端にポタをみつけた。選炭後にすてられる、にぶくて光らない石炭だ。秀連は大切にひろった。寒い夜道をうなだれていく足どり。自分や子の名をつぶやいた夜明け。理不尽な怒りに蹴飛ばしたつま先。その夫の側にいて、黙ってみつめていた石ころ。時には夫も、こうしてしゃがんで、掌にのせたように思えたからだ。

七五歳の牛秀連は四九年の歳月を五泊六日で追いつかされて、中国にもどって行った。長崎で出会った名もない人々の心尽くしと、夫の代わりにポタを一個胸に抱いて。

―『原爆詩一八一人集』（コールサク社）所収―

朝鮮人・韓国人原爆被爆者——米・日・韓・朝関係の狭間で(その一)

笹本征男(在韓被爆者問題市民会議代表)

(本稿は、二〇〇九年三月七日、東京工業大学(東京都目黒区大岡山)で開かれた「遠いを超えて」日韓核問題国際シンポジウム)において発表したものである。)

一、日本による朝鮮植民地支配からアジア太平洋戦争

江戸幕府から明治維新を経た明治政府は、一八七五年九月、軍艦雲揚号を朝鮮西海岸に派遣し、示威を行い、江華島の守兵と交戦した。これがいわゆる江華島事件であり、これ以後、日本(大日本帝国)は、日清戦争、日露戦争を戦い、いずれも勝利し、その後、台湾に出兵し、台湾を植民地にした。一九一〇年八月二十二日、韓国に関する日韓条約が締結され、同年八月二十九日、明治天皇は韓国の国号を改め朝鮮と称する勅令および朝鮮総督府をおく勅令を公布した。その後、日本は中国へ侵略し、その結果、英米などの連合国とのアジア太平洋戦争に

突入した。

二、米軍による広島市・長崎市への原爆攻撃と朝鮮人

アジア・太平洋戦争の末期、米陸軍航空機のB29重爆撃機は、一九四五年八月六日、広島市、八月九日、長崎市に対して原子爆弾を投下した。その当時、広島市、長崎市には、多くの朝鮮人が在住していた。それは、日本による朝鮮植民地支配の結果、生活のために両市に移動するか、あるいは戦時下の徴用(強制連行)によって来ざるを得なかったからである。戦前と戦時下の広島市、長崎市の朝鮮人に対する日本人の差別は、厳しかった。

一九四五年度の広島県・長崎県下在住の朝鮮人人口は、広島県八一、八六三人、長崎県五九、五七三人、という数字がある。しかし、当時、広島市・長崎市にどのくらいの数の朝鮮人がいたのか、という点については、不明であり、被害者数が広島五万人(死亡

者三万人)、長崎二万人死亡者(一万人)という概数があるだけである。しかし、原爆被爆者全体の中の朝鮮人被爆者の割合が大きいことは、この数字から判断できる。なお、現在に至るまで、日本政府による朝鮮人原爆被爆者の調査は行われていない。広島市・長崎市の朝鮮人原爆被爆者は、治療、援護、生活において、戦前、戦時下と同じように、日本人から差別を受けた。

三、日本の敗戦と朝鮮半島の解放

一九四五年九月二日、日本政府代表は降伏文書に調印し、日本はアジア・太平洋戦争に敗北したことを受け入れ、連合国軍による占領支配下にはいった。日本の植民地であった朝鮮は、解放された。日本から帰国していった朝鮮人の中には、朝鮮人原爆被爆者たちもいた。当時の朝鮮半島では、米軍が三十八度以南の南朝鮮を解放し、同時に占領した。またソ連軍は三十八度以北の北部朝鮮を解放し、同時に占領した。一九四八年八月十五日、大韓民国(韓国)が成立、同年九月九日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が成立した。一九五〇年六月二十五日、

朝鮮戦争が勃発した。国連軍の中心である米軍が、原爆を使用する可能性があった。一九五三年七月二十七日、朝鮮休戦協定が調印された。その後、一九五三年十月一日、米韓相互防衛条約が調印された。

四、日本政府による大量殺戮兵器原爆を使用した米占領軍の原爆調査への全面協力

日本の敗戦後、進駐してきた米占領軍は、広島市、長崎市で原爆効果調査を行った。この調査に日本政府は、全面的に協力した。米占領軍は、広島市、長崎市、呉市に原爆傷害調査委員会（ABC）を設置した。この調査機関に対する協力機関として、日本政府は、厚生省所管の「広島・長崎原子爆弾影響研究所」を設置したが、この研究所の初代の責任者が田中正四であった。彼は、朝鮮植民地の京城帝国大学医学部で教えていた。植民地朝鮮における科学者・医学者が、敗戦後の占領下で米占領軍の協力者となった。戦後、田中正四は広島大学の教授として教えてきた。しかし、私を知る限り、広島では、彼について原爆調査と朝鮮植民地支配との関連は問題にならなかった。このことは、日本人全般に、「旧宗主国」の国民としての意識の希薄さ、植民者としての意

識の希薄さ、つまり、加害者意識の希薄さが、根底にあることを示している。

五、サンフランシスコ平和条約と日本の独立——請求権の放棄、原子力開発

一九五二年四月三十日、サンフランシスコ平和条約が発効し、日本は独立した。ただし、沖縄などは、以前として米軍の占領下に置かれた。平和条約第十九条は、日本国による戦争請求権の放棄を謳っている。この条項は、米軍の投下した原爆による被害補償をアメリカ合衆国に請求する可能性の問題と関わるが、個人補償まで放棄していないと私は考える。一九五四年三月三日、原子力予算二億五千万円が国会を通過し、一九五五年十一月十五日、日米原子力協定が調印され、同年十二月十九日、原子力基本法・原子力委員会設置法が公布された。日本の原子力開発が始まったのである。

六、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（原爆特別措置法）の制定

一九五七年三月三十一日、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）が制定された。この法律には、国籍条項がない。つまり「第三条 被爆者健康手帳の交付を

受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地とする。以下同じ。）の都道府県知事（その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。）に申請しなければならぬ。」となっている。一九六八年五月二十日、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（原爆特別措置法）が制定された。

七、韓国における韓国人原爆被爆者の存在と韓国の原子力開発

一九五六年二月三日、韓米原子力協定が調印された。一九六七年七月十日、社団法人韓国原爆被害者援護協会が発足した。一九六四年八月、韓国原子力院放射線医学研究所が被爆者調査を実施し、一九六五年初め調査結果を発表した——「広島一六四人、長崎三九人計二〇三人」。一九六五年三月二十日、ソウル放送が「政府の調査によると、韓国に二〇三人の被爆者がいる」と報道した。一九六五年五月二十二日、在日韓国居留民団広島本部が、韓国へ被爆者実態調査団を派遣し、韓国政府、韓国赤十字社などに実態調査の実施を要望した。

市民会議總會のお知らせ

第21回在韓被爆者問題市民会議總會を以下のように開催いたしますので皆さまのご参加をお待ちしております。この一年間の在外被爆者を巡る状況を整理し、今後の活動のありかたを議論したいと考えております。

日時 6月27日(土)

午後1時半より

場所 豊島勤労福祉会館第3・4会議室にて

上映会のお知らせ

狂夏の烙印

在韓被爆者になった日から

ドキュメンタリービデオ 2009年制作／上映時間約72分／撮影・構成・編集 伊藤園実
詳細は同封のチラシをご覧ください。

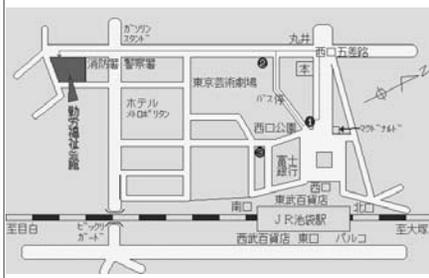
2009年6月27日(土)

場所 豊島勤労福祉会館
第3・第4会議室

午後2時半開場

午後3時開始

資料代500円



一九六五年六月二十二日、日韓基本条約が調印された。日本から韓国に支払われた有償無償五億ドルは、韓国の原子力開発に使われたが、韓国人原爆被爆者の援護・救援には使われなかった。この点については、経済企画院編『請求権資金白書』（経済企画院、非売品、一九七六年）の第四章「科学技術開発部門」の第四節「原子力研究施設充実」、第五節「原子力技術訓練」、第六節「放射線医学研究」、第七節「放射線農学研究」を参照してほしい。

一九七一年九月二十八日、韓国原爆被害者援護協会が「韓国原爆被害者協会」と改称した。

八、日本における朝鮮人原爆被爆者の存在
日本人は朝鮮人原爆被爆者を全般的に無視してきた。例えば、原水爆禁止運動、原爆被爆者運動において、朝鮮人被爆者の存在について言及されることは、少なかった。

前述したように、一九六五年、日韓基本条約と付属の協定が締結された。この後、日本では朝鮮人被爆者をめぐる報道がなされるようになった。一例として、当時、中国新聞記者であった平岡敬氏の活動がある。彼は、著書『偏見と差別 ヒロシマそして被爆朝鮮人』（未来社、一九七二年）の中で、次のように書いている。

「被爆朝鮮人が問いかけているのは、日本

人にとって「ヒロシマ」とは何か、ということである。それは被害者意識だけに埋没して来た被爆者に対する一つの告発である。

日本人はこの告発を真正面から受け止めなければならぬだろう。彼らは日本の国家責任の明確化と日本人の精神の検証を要求する。そして、日本人の朝鮮人に対する偏見と差別は、日本の社会において次第に顕在化してきた被爆者に対する偏見と差別と共通の根を持っているのである。」(二七二頁)(以下、次号)